

法律名	自然環境保全法
目的	この法律は、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。（第一条）
対象者	国、地方公共団体、事業者及び国民
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>環境大臣は、保全すべき自然環境が豊かな地域を、自然環境保全地域として指定している（自然環境保全法第 22 条）おり、そこではバイオマスの施設整備や事業活動は制約される。</p> <p>自然環境保全地域とは、原生自然環境保全地域および自然公園法の自然公園区域以外の区域で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの（自然環境保全法施行令第 22 条）。</p> <p>イ．高山性植生または亜高山性植生が相当部分を占める森林または草原の区域（これと一緒にして自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積（1000ha）以上のもの（北海道については標高 800m 以上の区域に限る）</p> <p>ロ．すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一緒にして自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積（100ha）以上のもの、など。</p> <p>自然環境保全地域は、特別地区、海中特別地区、普通地区に区分されて指定され、その地区ごとに規制内容が異なる。特別地区および海中特別地区は環境大臣が「保全計画」に基づいて指定する（自然環境保全法第 25,27,28 条）。</p> <p>特別地区内で次の行為を行うときは環境大臣の許可を受けなければならないとあり、バイオマスの工場施設を作るときはこれに該当する（自然環境保全法第 25 条）。</p> <p>建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること／ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること／ 鉱物を掘探し、または土石を採取すること／ 水面を埋め立て、または干拓すること等</p>

	<p>ただし、環境省令で定める基準(略)に適合しないものは、許可されない。</p> <p>海中特別地区内においてバイオマス関連の施設整備や活動が行われるとは考えにくいが、参考までに記載する(自然環境保全法第27条)。</p> <p>工作物を新築し、改築し、または増築すること／海底の形質を変更すること／鉱物を掘探し、または土石を採取すること／海面を埋め立て、または干拓すること(以下略)</p> <p>普通地区内で、次の行為を行うときは環境大臣に届け出しなければならないとあり、バイオマスの工場施設を作るときは環境大臣の許可が必要(届け出義務だが、大臣は禁止・制限命令ができるので事実上許可)(自然環境保全法第28条)。</p> <p>その規模が環境省令で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること(既存のものを増改築した後に、基準を超えることとなる場合を含む)</p> <p>省令基準(海面以外の区域の場合)(自然環境保全法施行令第27条)：建築物は高さ10m、水平投影面積200m²／道路は幅員2m／鉄塔・煙突等は高さ30m／以下略</p> <p>宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(海底を含む。)の形質を変更すること</p> <p>鉱物を掘探し、または土石を採取すること</p> <p>水面を埋め立て、または干拓すること</p> <p>特別地区内の河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や海中のなかで特に自然環境が豊かで貴重な動植物が生存している地域の保全を目的とした法律であり、普通の市街地や都市の平野部での立地には関係ないが、山間部に立地する場合は一応チェックが必要。 ・なお、原生自然環境保全地域は国有地で、原則として一切の人の活動は認められないなので記載は省略。 ・バイオマス事業活動の対象から外しておいた方がよい。

資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、適地選定、開発許可、原材料確保許可といった方がよい
関連法	自然公園法